

条例に基づき、赤平市職員の給料・任免・服務などについて公表します。詳細は、赤平市ホームページに掲載しています。ホームページ上部のサイト内検索または下記のQRコードをご利用ください。

◎赤平市の給与・定員管理等の状況



◎赤平市の人事行政の運営状況



問合せ 総務課職員係 ☎32-2211

人事行政の運営状況



# 赤平市職員の

# 人事と給与

## 人件費の状況

人件費は職員給与のほか共済費の使用者負担、特別職に支給される給料・報酬も含まれ広範囲の費用になります。平成28年度普通会計の決算の状況は次のとおりです。

区分	住民基本台帳人口 29.1.1現在	歳出額	人件費	人件費率
28年度	10,772人	千円 9,194,969	千円 1,174,687	12.8%

## 職員給与費の状況

平成28年度の普通会計決算における、一般職職員の給与費の状況は次のとおりです。なお、職員手当には退職手当を含まず、職員数は平成28年4月1日現在の人数です。

区分	職員数	給与費			1人当り 給与費
		給料	職員手当	期末手当	
28年度	124人	千円 506,303	千円 76,589	千円 193,855	千円 776,747

## 職員の平均給料月額と初任給の状況

平成29年4月1日現在の平均給料月額、平均年齢の状況及び初任給の状況は次のとおりです。

区分	一般行政職			
	平均給料月額等		初任給	
	平均給料月額	平均年齢	大学卒	高校卒
赤平市	330,170円	44.9歳	178,200円	146,100円
国	330,531円	43.6歳	178,200円	146,100円

## 定員の状況

各年4月1日現在の部門別職員数(一般職に属する職員)の状況は下記の表のとおりです。

区分	部門	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平28	平29		
一般行政部門	議会	3	3	—	
	総務	34	33	△1	退職、部門間異動
	税務	9	9	—	
	民生	27	28	1	採用、部門間異動
	衛生	8	8	—	
	労働	2	2	—	
	農水	9	9	—	
	商工	3	3	—	
	土木	14	16	2	採用、部門間異動
	小計	109	111	2	
部門別特別行政	教育	15	17	2	部門間異動
	小計	15	17	2	
普通会計部門		124	128	4	
会営企業部門等	病院	96	97	1	部門間異動
	水道	4	5	1	部門間異動
	下水道	4	4	—	
	その他	26	18	△8	事務の統廃合縮小
小計		130	124	△6	
合計		254	252	△2	



## 特別職の給与状況

平成29年4月1日現在の市長などの特別職と議員の給料・報酬月額は次のとおりです。また、このほかに期末手当が支給されます。平成28年度支給率は、4.3月分です。

区分	給料・報酬月額	区分	給料・報酬月額
市長	817,000円	議長	357,000円
副市長	666,900円	副議長	308,000円
		議員	284,000円

## 職員の任免(採用・退職)状況

平成29年度における職員の任免状況については次のとおりです。

【30年4月1日現在】

区分	職種	採用者数	退職者数	職員数
市役所	一般行政職	5人	5人	155人
	医療職	0人	0人	
	小計	5人	5人	
市立病院	一般行政職	0人	1人	96人
	医療職	9人	9人	
	小計	9人	10人	
合計		14人	15人	251人

## 職員派遣研修の実施状況

平成29年度に行った研修内容と参加者の状況は次のとおりです。

研修先	受講者数	研修内容
北海道市町村職員研修センター	14人	一般研修
中空知ふるさと市町村広域圏	16人	人事評価制度研修
北海道市町村振興協会	1人	道外先進事例研修
その他	13人	若手向け合同研修など

## 職員の勤務条件

職員の標準的な勤務時間は(表1)のとおりで、1日の勤務時間は7時間45分です。また、平成29年度における年次有給休暇や育児休業の取得状況などの状況は下記(表2～3)のとおりです。

表1:標準的な勤務時間

1週間の勤務時間	38時間45分
業務開始時間	8時30分
業務終了時間	17時
休憩時間	12時15分～13時

表2:年次有給休暇の取得状況

平均取得日数	9.1日
消化率	22.7%

表3:育児休業の取得状況

新たに取得	0人
前年度から引続き	0人

## 分限及び懲戒などの処分

地方公務員法などにより、服務規律が定められており、これに違反すると懲戒処分や矯正措置を受けます。平成29年度の処分者数は、次のとおりです。

- 分限処分者 → 1人 心身の故障(長期病休)
- 免職 → 1人 法令違反
- 戒告 → 3人 法令違反1、職務上の義務違反2
- 訓告など → 2人 法令違反1、職務上の義務違反1

## 公平委員会などの審査など

職員は、勤務条件に関する措置の要求、不利益処分に関する不服申し立て、苦情相談について公平委員会に要求することができます。平成29年度は措置要求や不服申し立てはありません。

## 職員手当の状況

### 【期末勤勉手当・退職手当】

民間企業の賞与に相当する期末勤勉手当の平成28年度支給率は、国家公務員と同じ4.3月分です。また、職員が退職したときに支給する退職手当は、退職時の給料月額を基礎として、退職理由や勤続年数に応じて定められた支給率を乗じた退職手当が支給されます。

【29年4月1日現在】

区分	内容
扶養手当	【配偶者】10,000円。 【子】8,000円(配偶者がいない場合の1人目は10,000円、16歳～22歳の子は1人につき5,000円を加算)。 【父母など】6,500円(配偶者・親族にあたる者がいない場合の1人目は9,000円)。
通勤手当	通勤距離が2km以上に限る。 交通機関利用者は55,000円を限度に支給。 自動車などの使用者は通勤距離に応じ2km～5km未満は2,000円を支給、5km以上は4,200円を支給。
住居手当	借家(家賃12,000円を超える職員が対象)は、家賃の額に応じて27,000円を限度に支給。 ただし、市外居住者については支給しない。
特殊勤務手当	危険を伴う業務など、特殊な勤務条件にある職員に支給。

【29年4月1日現在】

区分	赤平市		
	自己都合	勸奨・定年	
退職手当	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
	勤続35年	41.325月分	49.590月分
	最高限度額	49.590月分	49.590月分
	1人当たり平均支給額	4,916千円	20,423千円

## 職員の営利企業などの従事許可

地方公務員は、営利企業などに従事することは原則として制限されていますが、任命権者が職務の遂行に悪影響を及ぼさないと判断した場合は、営利企業などに従事することを許可できるものとなっています。平成29年度の許可人数は次のとおりです。

- 許可人数 → 16人 報酬を得て事業または事務に従事する場合(講師など)

## 職員の福祉及び利益の保護の状況

職員の共済制度は、地方公務員法第43条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって具体的に定められています。共済制度を利用し、各種給付や健康増進事業などを実施しています。また、その他に職員のための任意の互助組織として「赤平市職員福利厚生会」や「あかびら市立病院職員福利厚生会」を組織し、職員の冠婚葬祭に際しての給付事業を実施しています。